

政令第三百三十七号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十二条第二項、第六十六条の二第一項及び第七十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「定めよう」を「定めた」に、「増加しよう」を「増加した」に改める。

第二十四条の二中「千分の五十七・五」を「千分の百四」に改める。

第二十七条中「千分の二・九」を「千分の三・四」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成三十一年四月以後の月分の拠出金の徴収について適

用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

理由

一般事業主から徴収する拠出金の率及び子どもたちのための教育・保育給付の費用の一部について当該拠出金をもって充てる割合を改定する等の必要があるからである。